

山梨県立あけぼの支援学校校長室・事務室系統 GHP 入替工事に係る一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告します。

令和7年9月19日

山梨県立あけぼの支援学校長 中込 昭彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 名 称

山梨県立あけぼの支援学校校長室・事務室系統 GHP 入替工事

(2) 場 所

韮崎市旭町上條南割3251-1

(3) 内 容

空調設備 GHP の入替（室外機1台、室内機3台）

※詳細は仕様書による

(4) 業務実施期間

契約日から令和7年11月28日（金）まで

2 事務を担当する所属

山梨県立あけぼの支援学校 事務室

〒407-0046 山梨県韮崎市旭町上條南割3251-1

3 一般競争入札の参加資格

この公告で定める入札参加申請の提出期限の日から契約を締結する日までの期間（（4）、（5）及び（7）にあつては、それぞれ当該（4）、（5）及び（7）に定める期間）に、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

なお、確認のための資料を求めない参加資格については、入札参加資格の申請を行った者は当該要件を満たすことを誓約したものとみなす。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当せず、かつ、同条第2項の規定による山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 山梨県公共事業ポータルサイト「有資格者名簿（管工事業）」に登載されていること。
- (3) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (4) 公告の日の6月前の日から契約を締結する日までの期間に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (5) 公告の日の2年前の日から契約を締結する日までの期間に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立て

- がされている者（更生手続き開始又は再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成26年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成26年2月3日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (8) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
 - (9) 山梨県内に、本社（店）、支社（店）又は営業所を有する者であること。
 - (10) 山梨県発注の工事の施工実績がある者であること。

4 入札手続等

(1) 入札説明書について

この公告の日から令和7年9月29日（月）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、5（6）③に掲げる場所において直接交付する。

郵便で入札説明書を請求するときは、封筒の表に「GHP 入替工事に係る一般競争入札説明書請求」と朱書きした上で、返送用として、住所、郵便番号、名称、担当者の部署名及び氏名等を記載し、郵便切手（140円）をはった角形2号（A4判）の郵便封筒と名刺等の連絡先（住所、郵便番号、電話番号、FAX番号、メールアドレス、名称、担当者の部署名及び氏名等）が分かるものを同封して、5（6）③に掲げる場所まで郵送すること。

なお、返送に要する日数を考慮して請求すること。

(2) 一般競争入札の参加資格の確認

入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。ただし、確認に係る申請書の提出期限は、令和7年9月30日（火）までとする。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

- ① 日時 令和7年10月6日（月）午後2時
- ② 場所 山梨県立あけぼの支援学校 ほほえみホール

(4) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- ① 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- ② この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- ③ 山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第108条の2の規定の適用のある場合を除き入札保証金が納付されていないとき。
- ④ 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

(6) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

5 その他

(1) 入札保証金は山梨県財務規則第108条の2第2号に基づき、免除する。

ただし、落札者が指定した期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとし、山梨県財務規則第120条の規定により、違約金を徴収するものとする。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とし、契約日に納付すること。

ただし、山梨県財務規則第109条の2各号[※]に該当する場合は、これを免除するものとする。免除を希望する場合は、山梨県財務規則第109条の2各号に該当することを証する書類を提出すること。

※当該規定の内容は別記「参考規定」のとおり。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 違約金の有無 有

(5) 入札結果（入札者名、入札額、落札者名等の情報）は、原則として、県ホームページ等において公表する。

(6) その他

① 落札者が契約締結までの間に、3に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

② 詳細は、入札説明書による。

③ 問い合わせ先

- ・名 称 山梨県立あけぼの支援学校 事務室
- ・所在地 〒407-0046 山梨県韮崎市旭町上條南割3251-1
- ・電話番号 0551-22-6131

別記「参考規定」

山梨県財務規則 抜粋

(契約保証金の納付の免除)

第百九条の二 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- 一 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- 二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)第百条の三第二号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- 三 令第百六十七条の五及び第百六十七条の十一に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去二箇年間に国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 四 令第百六十九条の七第二項の規定により、延納を認めた場合において、確実な担保を徴したとき。
- 五 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- 六 契約金額が五十万円未満であり、かつ、契約人が契約を確実に履行するものと認められるとき。
- 七 指名競争入札、せり売り又は随意契約の方法により契約を締結する場合において、契約担当者が必要がないと認めたとき。